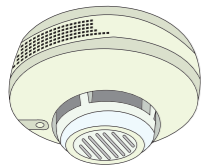
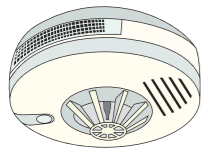


**住宅用火災警報器で助かる命・財産がある！**

**設置は煙式？熱式？**

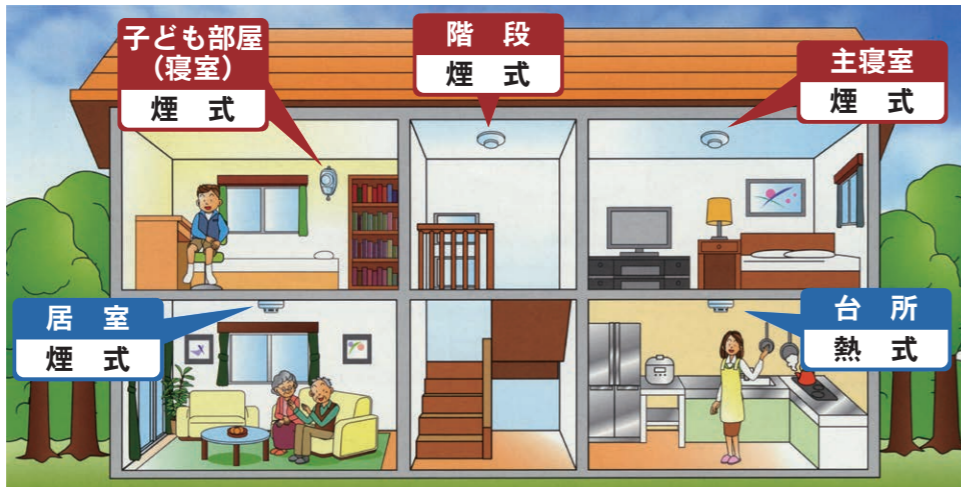


◆**煙式（光電式）**  
煙を感知して、初期段階で火災の発生を知らせます。寝室や階段への設置が義務付けられているのは、煙式の住宅用火災警報器です。



◆**熱式（定温式）**  
警報器の周辺温度が一定の温度に達すると、火災の発生を知らせます。台所や車庫など、大量の煙や湯気が対流する場所に適しています。

**「寝室」と「2階以上に寝室がある場合は階段」が設置義務！**



寝室・階段 **取り付けが義務**      台所・居室 **取り付けをお勧めします**

**消防職員が取り付けをサポートします**

体の不自由な方や高齢者などの世帯で、住宅用火災警報器の取り付けが非常に困難な方に対しては、消防職員が直接出向いて取り付けをサポートします。

問合せ 西条市消防本部 予防課 TEL0897-56-0251

**10年を目安に機器の交換を！**

住宅用火災警報器は電池が切れると作動しなくなり、定期的な点検ボタンを押すなどして作動確認をしましょう。電池の寿命は約10年といわれていますが、精密機器のため、電池を交換し

「逃げ遅れ」に備えるには、「住宅用火災警報器」を適切に設置することが有効な手段として挙げられます。

総務省消防庁が住宅火災の被害状況を分析したところ、住宅用火災警報器が設置されている場合は、設置されていない場合に比べ、被害状況がおおむね半減するという結果が出ています。

日本に先立って義務化を進めた米国では、機器の普及率上昇に伴って死者数が減少し、普及率が90%を超えた近年では、死者数がピーク時から半減したという効果が表れています。

住宅用火災警報器が普及すれば、早期の避難、初期消火などの対応が可能となり、住宅火災による被害の軽減が期待できます。

住宅用火災警報器の目的は、火災から大切なご家族やご自身の命・財産を守ることにあります。設置の義務違反に対して罰則はありませんが、大切なご家族とご自身のために住宅用火災警報器を早期に設置しましょう。

**被害が半減の実績も！**

消防署員に成り済まして高額な金額を請求したり、個人情報を出したりする詐欺事件が発生しています。消防署や消防団では住宅用火災警報器の普及促進活動を行っています。販売目的での訪問や個人情報を聞き出すことは一切行っていません。不審に感じたときは、はっきりと断り、消防署や警察などへご相談ください。

**悪質な詐欺事件にご注意！！**

消防本部では、町内会や自治会などでの共同購入を推奨しています。

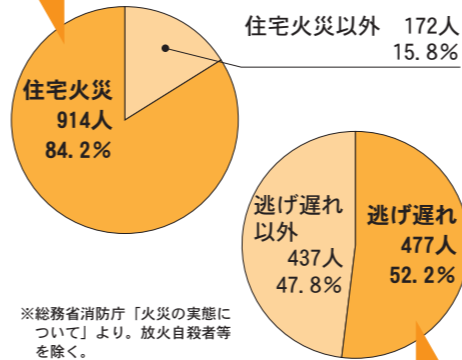
**共同購入のメリット**

- 個人での購入よりも手間が軽減し、まとめ買いによる価格交渉もしやすくなります。
- 購入後の取り付けやメンテナンスをご近所同士で協力できます。
- 近所が同じ機器を購入することで警報音に気付きやすく、交換も同時期となり、スムーズに行えます。
- 悪質販売の被害を防止できます。

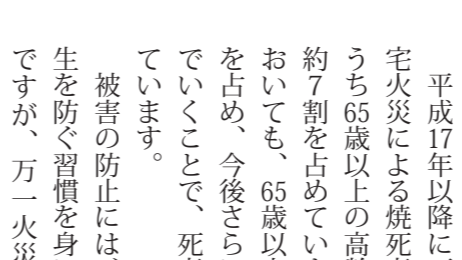
**共同購入をお勧めします**

でも経年劣化などで十分な感知ができない恐れがあります。そのため、総務省消防庁などでは、設置から10年を目安に機器ごとの交換を推奨しています。

**建物火災による死者の割合（平成27年中）**



**住宅火災の死者の発生要因（平成27年中）**



平成17年以降に西条市で発生した住宅火災による焼死者数は18人で、そのうち65歳以上の高齢者は12人であり、約7割を占めています。一方、全国においても、65歳以上の高齢者が約7割を占め、今後さらに高齢化社会が進んでいくことで、死者の増加が懸念されています。

被害の防止には、日頃から火災の発生を防ぐ習慣を身に付けることが大切ですが、万一火災が発生した場合の

総務省消防庁の調査によると、平成27年に建物火災で死亡した人のうち、約8割が住宅火災によるものです。この中で最も多い死亡要因は「逃げ遅れ」で、全体の半数を占めています。住宅火災の死者は、午前2時から午前6時までの就寝時間帯が最も多く、

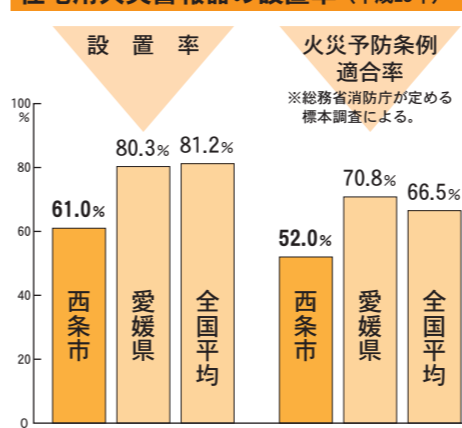
**犠牲者の約7割が「高齢者」**

火災の発生に気付かず逃げ遅れたものと考えられます。火災から命を守るためには、初期段階で早期に発見し、避難する時間を少しでも多く確保することが重要です。火災に気付くのが遅れた場合、煙で呼吸や視界を奪われてしまい、避難が困難になります。

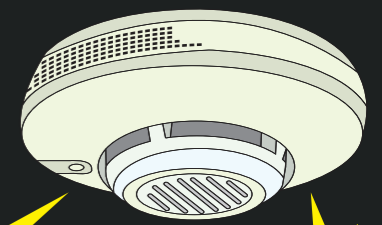
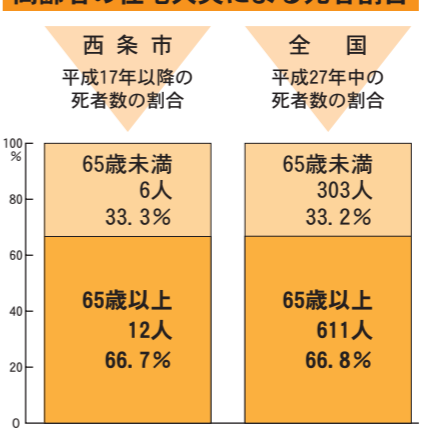
**一日も早い100%設置を！！**

住宅用火災警報器は、熱や煙を感知して、火災の発生を警報音や音声で知らせる機器です。住宅用火災警報器の設置は、全国全ての住宅に義務付けられており、新築住宅は平成18年6月1日から、既存住宅は平成23年6月1日から義務化がスタートしています。西条市での設置率は、平成28年6月現在において61%で、全国平均や愛媛県に比べて低い状況にあります。特に「寝室」と「階段部分（2階以上に寝室がある場合）」といった火災予防条例に適合した設置率は52%となっており、市内での設置が十分に進んでいないことがうかがえます。

**住宅用火災警報器の設置率（平成28年）**



**高齢者の住宅火災による死者割合**



**住宅用火災警報器で助かる命・財産がある！**

2階の寝室で家族がぐっすり眠っている深夜、1階のリビングで火災が発生しました。それはやがて煙を出しながら燃え広がっていきます。誰もこのことには気が付きません。早く気が付かないと燃え広がり、逃げ遅れてしまいます。

もしも、このように火災が発生したら…  
あなたはこの異変に気付いて目を覚まし、家族の大切な命・財産を守ることが出来ますか？